長浜市告示第195号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のと おり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び長浜市財務規則(平成18年長浜市規 則第35号)第42条の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

指定納付受託者の名称及び住所	PayPay株式会社 代表取締役 中山 一郎 東京都千代田区紀尾井町1番3号
指定をした日	令和7年4月1日
指定納付受託者に指定した期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
指定納付受託者に納付させる歳 入の種類	PayPay株式会社が提供するバーコード決済サービスを利用して納付する長浜城歴史博物館入館料、浅井歴史民俗資料館入館料、高月観音の里歴史民俗資料館入館料、湖北野鳥センター入館料及び物品売払代金、市民課関係手数料、税務課関係手数料、環境保全課関係手数料及び物品売払代金並びにくらし窓口課関係手数料